

2017年10月31日 全9頁

# 間近に迫ってきた相続法の改正

## 2017年末または2018年初めに要綱案の取りまとめへ

金融調査部 研究員  
小林章子

### [要約]

- 2017年10月19日、民法等の相続関係（相続法）改正に関する2回目のパブリックコメント（以下、本件パブコメ）の結果が公表された。本件パブコメは、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会において、2017年8月1日から9月22日まで実施されており、遺産分割等に関する見直しおよび遺留分制度に関する見直しに限定して、コメントを求めている。
- この公表に先立つ10月17日の第24回部会では、本件パブコメ結果を踏まえた改正案が審議されている。例えば、遺産分割前の裁判所外での預貯金の仮払い制度については、仮払いが認められる額の割合について預貯金の債権額（口座ごと）の3分の1を基準とするほか、上限額については政省令に委任することが新たに提案されている。
- 今後、当初の予定通り本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案が取りまとめられれば、来年（2018年）の通常国会に改正法案が提出されるものと思われる。

## 1. 法制審議会部会での審議が再開

2017年10月19日、民法等の相続関係（相続法）改正に関する2回目のパブリックコメント（以下、本件パブコメ）の結果が公表された<sup>1</sup>。

本件パブコメは、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会において、2017年8月1日から9月22日まで実施されており、1回目のパブコメが行われた後に新たに追加された方策等の一部（追加試案）に対してコメントを求めるものであった。具体的には、中間試案から大きく内容の変更があった遺産分割等に関する見直しおよび遺留分制度に関する見直しに限定して、

<sup>1</sup> e-Gov のパブリックコメント（結果公示案件）ウェブサイト ([http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?C\\_LASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080158&Mode=2](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?C_LASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080158&Mode=2))、法制審議会のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900336.html>) 参照。

コメントを求めている<sup>2</sup>。

本件パブコメ結果を踏まえて、2017年10月17日の第24回部会では最新の改正案（「要綱案のたたき台(3)」および「要綱案のたたき台(3)の補充」。以下、「たたき台」）が審議された。同部会では、本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案を取りまとめることを目指すとしている<sup>3</sup>。

## 2. パブリックコメント結果を踏まえた見直しの内容

### （1）遺産分割等に関する見直し

#### ① 配偶者保護のための方策（特別受益の持戻し免除の意思表示の推定）

配偶者保護のための方策として、中間試案では法定相続分を引き上げる案が提案されていたものの、前回のパブリックコメント（1回目）の反対意見を受けて撤回された。その代わりに提案されているのが、「特別受益の持戻し免除の意思表示」の推定の規定を設けることである。

現行の民法では、被相続人から特別な利益（特別受益）を得た相続人がいる場合、相続人の間の公平のため、遺産分割の際に原則として一旦遺産に持ち戻して、それぞれの相続人の取り分を計算することとなっている（特別受益の持戻し）<sup>4</sup>。つまり、「原則として遺産分割の計算の対象に含める」規定になっている。例えば、被相続人がその配偶者と一緒に住んでいる家を配偶者に贈与した場合、その家は原則として特別受益として遺産に持ち戻して計算されることになるため、預貯金など家以外の遺産についての配偶者の取り分は、その分少なくなる。

追加試案では、一定期間（20年）以上、婚姻関係を継続している夫婦において、一方が他方の配偶者に居住用の家や土地を贈与<sup>5</sup>した場合には、遺産分割において、贈与された家や土地は、原則として遺産に持ち戻す必要をなくす（計算の対象外とする）ことが提案された<sup>6</sup>。つまり、配偶者に贈与された居住用の家や土地に限り、特別受益として遺産分割の対象に含めるかどうかについて、現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として遺産分割の計算の対象に含めない」とすることが提案されていた。

本件パブコメでは賛成意見が大勢を占め、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で検討することとされた。たたき台で示された案は次のとおりである。

民法第903条に次の規律を付け加えるものとする。

<sup>2</sup> 追加試案の内容については、2017年8月10日付大和総研レポート「相続法改正、議論が大詰めへ～遺産分割の見直し等について2回目のパブリックコメントが開始」（小林章子）（[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170810\\_012208.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170810_012208.html)）参照。

<sup>3</sup> 「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）の概要」（<http://www.moj.go.jp/content/001231523.pdf>）参照。

<sup>4</sup> 例外的に被相続人が遺言で「持戻し免除の意思表示」をしている場合などは、持ち戻す必要はない。

<sup>5</sup> 生前贈与、遺贈または死因贈与。また、居住用の家や土地の所有権の贈与に加えて、長期居住権（賃借権に類似した権利で、今回の改正で新設されることが予定されている）の贈与をした場合も含まれる。

<sup>6</sup> 厳密には、被相続人の「持戻し免除の意思表示」を「推定」する規定となっている。したがって、例外的に被相続人の反対の意思表示が認められる場合には、この推定が覆るため、持ち戻す必要が生じる。

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地の全部又は一部（第1・2に規定する長期居住権を含む。）を遺贈又は贈与したときは、民法第903条第3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定する。

（注）下線太字は筆者による。

（出所）法制審議会民法（相続関係）部会第24回会議資料「要綱案のたたき台(3)」

## ② 仮払い制度等の創設・要件明確化

複数の相続人が共同相続した預貯金は、遺産分割の対象になり、遺産分割前の個別の払い戻し請求は原則として認められないものとして取り扱われる<sup>7</sup>。この取り扱いにおいては、相続発生後、遺産分割前に緊急の払い戻しの必要が生じた場合（相続債務や葬儀費用の支払い、相続人の生活費など）でも払い戻しができず、相続人が困ることが予想されるため、その手当てが必要となる。

追加試案では仮払い制度などを設けることが提案された。具体的には、①家庭裁判所の手続き（保全処分）の中での仮払いを認める案と、②家庭裁判所の手続き外で、一定の上限金額までの払い戻しを認める案の2つの案が提案されていた。

本件パブコメでは、①については賛成意見が大勢を占め、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で検討することとされた。

他方、②についても賛成意見が多数を占め、基本的には追加試案の内容で要綱案を作成する方向で検討することとされたが、仮払いを認める額について意見が提出されたことを踏まえ、たたき台では修正案が提案されている。

すなわち追加試案では、仮払いを認める上限について（a）債権額に占める仮払い額の割合と（b）仮払い額の上限額によって決めることとされており、それぞれ（a）預貯金の債権額（口座ごと）の2割を基準としかつ（b）債務者（銀行など）ごとに100万円までとされていた。他方、たたき台では、（a）**預貯金の債権額の3分の1を基準**とし追加試案より増やすほか、経済状況の変化などに対して柔軟に対応するため、（b）**仮払いの上限額を政省令に委任**<sup>8</sup>する案が提案されている。具体的な計算式は、**図表1**のとおりとなる。

**図表1 家庭裁判所の手続き外で払戻しを認める額の計算式（たたき台）**

払戻し可能額＝相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）×**1/3**×法定相続分

※ただし、金融機関ごと（同一の金融機関に複数の口座がある場合は、合算）に**政省令で定める額**を上限

（注）赤字は本件パブコメ結果を受けて見直された箇所である。

（出所）法制審議会民法（相続関係）部会第24回会議資料「要綱案のたたき台(3)」より大和総研作成

<sup>7</sup> 最高裁平成28年12月19日大法廷決定（民集70巻8号2121頁）、最高裁平成29年4月6日第一小法廷判決（裁判所時報1673号3頁）。

<sup>8</sup> 政省令では、標準的な必要生計費や平均的な葬式の費用の額その他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して定められることとされている。なお、たたき台の補足説明では、標準的な生計費として月額12万円弱（単身世帯・平成29年4月時点）、平均的な葬式費用の額として150万円前後などの例が挙げられており、100万円台で定められるのではないかと思われる。

たたき台で示された案は次のとおりである。

(1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家事事件手続法第 200 条<筆者注：保全処分の規定>に次の規律を付け加えるものとする。

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができる。

(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額の 3 分の 1 に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、預貯金債権の債務者<筆者注：銀行などの金融機関>ごとに政省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。〔この場合において、当該権利行使をした預貯金債権については、遺産の分割の時に遺産としてなお存在するものとみなす。〕（注）

（注）金融機関ごとに払戻しを認める上限額については、標準的な必要生計費や平均的な葬式の費用の額その他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して政省令で定める。

（注 1）下線太字および赤字は筆者による。

（注 2）赤字は本件パブコメ結果を受けて見直された箇所である。

（出所）法制審議会民法（相続関係）部会第 24 回会議資料「要綱案のたたき台（3）」

③ 一部分割

遺産分割において、一部の遺産のみを先に分割すること（一部分割）を相続人が希望することがある。例えば、遺産中にすぐ処分できる預金や現金と、処分に時間や手間がかかる不動産があるとき、とりあえず前者を先に分割して、現金を手にしたというような場合である。この一部分割は、実務上認められてきたものの、現行の民法では規定が設けられていなかった。

追加試案では、共同相続人間での協議による遺産分割において、原則として一部分割ができることを明文化することとした。また、協議で合意できなかった場合、家庭裁判所での遺産分割手続き（調停・審判）を行うことになる。追加試案では、一定の要件のもと、遺産の全部分割だけでなく、一部分割も家庭裁判所に請求できることとした。

本件パブコメでは賛成意見が大勢を占め、たたき台では、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で検討することとされた。たたき台で示された案は次のとおりである。

民法第 907 条第 1 項及び第 2 項の規律を次のように改めるもの<sup>（注 1）</sup>する。

(1) 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

(2) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部の分割を分割する<sup>(注1)</sup>ことにより、共同相続人の一人又は数人の利益を害するおそれがある場合におけるその分割については、この限りでない。

(注1) いずれも原文ママ。

(注2) 下線太字は筆者による。

(出所) 法制審議会民法（相続関係）部会第24回会議資料「要綱案のたたき台(3)」

#### ④ 相続開始後の共同相続人による財産処分

共同相続人の一人が、遺産の分割が終了するまでの間に遺産の全部又は一部を売却するなどして処分した場合、現行の実務では、その処分された遺産については遺産分割の対象外とする取り扱いがされてきた。この場合、処分した相続人はその処分で得た売却金額を相続分から引かれることなく、遺産の分け前にあずかることができるので、結果的に他の相続人より多くの遺産をもらうことができ、相続人間で不公平となることが指摘されていた。

この不公平を是正するため、追加試案では、処分された遺産が、遺産分割時に遺産としてなお存在するものとみなして、遺産分割の対象財産に含めて計算する取り扱いとする甲案（遺産分割案）と、他の相続人が遺産を処分した相続人に対して、その処分がなかったと仮定した場合との取り分の差額を、賠償金として請求できる取り扱いとする乙案（償金請求案）が提案されていた。

本件パブコメでは甲案（遺産分割案）を支持する意見が大勢を占めたため、たたき台では乙案は採用されず、甲案が示されている。ただし、甲案に対しては、本件パブコメで紛争の長期化につながるとの懸念も示された。これを受け、甲案をもととした「別案」が新たに示されている（**図表2**）。別案は、処分された財産は当然に遺産として存在するものとみなす（遺産分割の対象財産に含めて計算する）とする甲案と異なり、遺産として存在するものとみなすには共同相続人全員の同意が必要としている。つまり、遺産として存在するものとみなすかどうかについて、共同相続人に選択権を与える内容となっている。ただし、処分をした相続人自身は同意を拒むことができず、選択権が与えられていない。

**図表2 相続開始後の共同相続人による財産処分の取扱い（たたき台）**

甲案	別案
共同相続人の一人が遺産の分割前に遺産に属する特定の財産を処分したときは、当該処分をした財産については、 <u>遺産の分割の時に</u> において遺産としてなお存在するものとみなす。	(1) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、 <u>その全員の同意により</u> 、当該処分された財産又は当該処分により得られた財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。
	(2) 共同相続人の一人又は数人が前項の処分をした場合には、当該処分をした者は、〔当該処分により得られた財産の限度で、〕 <u>同項の同意を拒むことができない</u> 。

(注) 下線太字は筆者による。

(出所) 法制審議会民法（相続関係）部会第24回会議資料「要綱案のたたき台(3)」および「要綱案のたたき台(3)の補充」より大和総研作成



## (2) 遺留分制度に関する見直し

### ⑤遺留分減殺請求権の効力など

遺留分制度とは、遺贈（遺言による贈与）や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された場合などでも、法定相続人のうち特に被相続人との血縁に近い者（遺留分権利者<sup>9</sup>）に限って、特別に最低限の財産の取り分（遺留分）の取戻しを認める制度である。

現行では、遺留分権利者による遺留分を求める請求（遺留分減殺請求）がされると、遺留分を侵害している贈与などは、その侵害額の限度で効力を失い、贈与された財産は原則として、遺留分権利者と贈与を受けた者（遺留分減殺請求を受けた者）との共有になる。つまり、贈与された財産そのものを現物返還するのが原則で、金銭による支払い（価額弁償）は例外という位置づけである。

追加試案では、遺留分権利者は、遺留分減殺請求の効力として、現物返還ではなく、原則として遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるとし、例外的に一定の期間までの間、遺留分減殺請求を受けた者（贈与などをを受けた者）に選択権を与え、その者が選択した場合には、金銭の支払いに代えて、指定した財産（指定財産）の給付ができることが提案された（現物給付）<sup>10</sup>。つまり、遺留分減殺請求の効力について、現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として金銭による支払い」とすることなどが提案されていた<sup>11</sup>。

本件パブコメでは、原則として金銭支払いとする提案については賛成する意見が大勢を占めたものの、現物給付については、提案のように贈与を受けた者（遺留分減殺請求を受けた者）に指定権を与えると、不要な財産が遺留分権利者に押し付けられるリスクが高まることなどを理由に反対する意見の方が多く見られた。

たたき台では、原則として金銭支払いとする提案については追加試案の内容で要綱案を作成する方向で検討することとされた。

他方、現物給付については、本件パブコメの反対意見を踏まえ、贈与を受けた者（遺留分減殺請求を受けた者）に指定権を与えることとしつつ、その裁量に一定の制限を設ける趣旨の規律を設けることが提案されている。具体的には、贈与を受けた者（遺留分減殺請求を受けた者）が金銭の支払いに代えて現物給付する財産の指定の順番について、①遺贈と贈与がある場合は遺贈された財産を先に指定しなければならないこと、②複数の贈与がある場合は新しい贈与の財産から先に指定しなければならないことなどが提案されている<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> 遺留分権利者は、配偶者、直系卑属（子・孫など）、直系尊属（両親・祖父母など）である。

<sup>10</sup> どの財産を給付するかを選択権（指定権）は、贈与などをを受けた者（遺留分減殺請求をされる者）がもつこととされている。

<sup>11</sup> これに合わせるため、贈与などをを受けた者の負担額に関する規定の改正も提案されている。このほか、遺留分の計算方法を明文化することも予定されている。脚注3の文書参照。

<sup>12</sup> この他、(a) 贈与などをを受けた者が現物給付の請求ができる期限については「遺留分減殺請求があった時から1年以内」、(b) 現物給付の効力が発生する（指定財産の所有権が遺留分権利者へ移転する）時点については「現物給付の請求があった時」、(c) 遺留分権利者が指定財産の所有権を放棄できる期限については「現物給付の請求があった時から3ヵ月以内」とすることが提案されている。

たたき台で示された案は次のとおりである。

(3) 受遺者又は受贈者の現物給付

次のとおり、金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、受遺者又は受贈者が現物給付することができる旨の規律を設けるものとする。

ア 受遺者又は受贈者は、遺留分権利者に対し、(2)の規律<筆者注：受遺者又は受贈者の負担の限度額や順番を定める規律>により負担する債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的である財産のうちその指定する財産（以下「指定財産」という。）により給付することを請求することができる。[ただし、同一の者が遺贈と贈与を受けている場合にあっては遺贈の目的である財産、同一の受贈者が贈与を複数受けている場合にあっては後の贈与の目的である財産を先に指定しなければならない。]

イ アの請求は、(2)の規律により負担する債務の履行の請求を受けた時から1年以内にしなければならない。

ウ アの請求があった場合には、その請求をした受遺者又は受贈者が負担する債務は、指定財産の価額の限度において、その請求があった時に消滅し、その指定財産に関する権利が移転する。

エ 遺留分権利者は、アの請求を受けた時から3か月以内に、受遺者又は受贈者に対し、ウの指定財産に関する権利を放棄することができる。

オ 遺留分権利者がエの規定による放棄をしたときは、ウの指定財産に関する権利の移転は、初めからなかったものとみなす。

(注1) 下線太字および赤字は筆者による。

(注2) 赤字は本件パブコメ結果を受けて見直された箇所である。

(出所) 法制審議会民法（相続関係）部会第24回会議資料「要綱案のたたき台(3)」

### 3. 追加試案以外の改正案（パブリックコメント対象外）

前述したとおり、本件パブコメは追加試案に限定して行われており、追加試案以外の改正案はパブコメの対象外となっている<sup>13</sup>。

たたき台では、このパブコメの対象外とされた改正案についても、一部パブコメ前からの見直しが提案されている（**図表3**）。

<sup>13</sup> 脚注2の大和総研レポート参照。

図表3 追加試案以外の改正案でパブコメ前からの見直しが提案されているもの（主なもの）

改正案	改正案の概要	パブコメ前から見直された内容
配偶者の短期居住権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者の居住を保護するため、相続開始時（被相続人死亡時）に被相続人の家で同居していた配偶者は、遺産分割が終了するまでの間、無償で住み続けることができる。</li> <li>・ 相続の開始により権利が発生するため、被相続人の遺言などで定めておく必要はない。</li> <li>・ 遺産分割の際に考慮されない（配偶者の他の財産の取り分が減ることはない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者が相続放棄をした場合でも、短期居住権は発生する。</li> <li>・ 配偶者が建物の占有を喪失した場合でも、短期居住権は消滅しない。</li> <li>・ 配偶者が長期居住権を取得した場合、短期居住権は消滅する。</li> <li>・ 居住している建物の修繕については、まず配偶者に修繕権がある。配偶者が相当な期間内に修繕をしない場合に他の相続人（建物所有者）が修繕することができる。</li> </ul>
配偶者の長期居住権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続開始時に被相続人の家で同居していた配偶者は、その終身または一定の期間、無償で住み続けることができる。</li> <li>・ 被相続人の遺言などで定めておく必要がある。</li> <li>・ 遺産分割の際に考慮される（配偶者の他の財産の取り分が減る）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺言などに長期居住権の存続期間の定めがないときは、存続期間は「配偶者の終身の間」とする。</li> <li>・ 費用負担について、通常の必要費は配偶者、特別の必要費および有益費は所有者が負担する<sup>(注1)</sup>。</li> </ul>
自筆証書遺言の方式緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全文を遺言者の自筆で書くことを要求している自筆証書遺言のうち、「財産の特定に関する事項」については自筆以外の方法（パソコンでの作成など）によることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自書を不要とする方式について、「財産目録を添付する方式」に限定する。</li> <li>・ 財産目録に関する部分について、パソコンで作成した書面の差替えなど、自筆によらない加除訂正を認める。</li> </ul>
自筆証書遺言の保管制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自筆証書遺言の原本について法務局に保管委託できる。</li> <li>・ 家庭裁判所での検認手続きが不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺言者は遺言書の返還および閲覧のみ求めることができる。</li> </ul>
相続人以外の者の貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄与分制度を受けられる相続人との公平のため、相続人以外の者が被相続人の財産の維持増加に貢献した場合には、相続人に対して金銭請求できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求できる者を、「被相続人の直系血族およびその配偶者」、「被相続人の兄弟姉妹およびその配偶者」、「被相続人の兄弟姉妹の子およびその配偶者」に限定する<sup>(注2)</sup>。</li> <li>・ 貢献（寄与）について被相続人から対価を得たときは請求できない。</li> <li>・ 請求権は、相続開始および相続人を知ったときから6カ月で消滅する（除斥期間<sup>(注3)</sup>）。この除斥期間は、相続人ごとに個別に計算する。</li> </ul>

(注1)「通常の必要費」とは、屋根の雨漏りの修理費用や固定資産税など、賃貸目的物の保存・管理・維持のために通常必要とされる費用をいう。「特別の必要費」とは、台風で壊れた屋根の修理費用など、通常の必要費以外の必要費をいう。「有益費」とは、リフォーム工事費用など、賃貸目的物の改良のための費用をいう。

(注2)「被相続人の直系血族およびその配偶者」とは、例えば被相続人の配偶者と子が法定相続人となる場合、被相続人の孫およびその配偶者や被相続人の父母・祖父母などがこれにあたる。つまり、請求権者を法定相続人になり得る者およびその配偶者に限定することを提案している。この場合、被相続人の内縁の配偶者などは対象とならないため、その貢献に報いるためには従来通り遺言による必要があることになる。

(注3)「除斥期間」とは、期間の経過により権利を消滅させる制度で、期間の中断がなく主張が不要である点で時効と異なる。

(出所) 法制審議会民法（相続関係）部会第24回会議資料「要綱案のたたき台(3)」および「補足説明（要綱案のたたき台(3)）」より大和総研作成



#### 4. 今後のスケジュール

前述のとおり、2017年10月17日の第24回部会において、本件パブコメ結果を踏まえた改正案が審議されている。今後、当初の予定通り本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案が取りまとめられれば、来年（2018年）の通常国会に改正法案が提出されるものと思われる。